

令和8年6月議会

都市ブランド教育委員会資料（教育委員会）

①【議案第72号】

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

教 育 委 員 会

① 【議案第72号】

「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

1 背景

(1) 学びの多様化学校の新設

「学びの多様化学校」とは、文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校である。

北九州市においても、増加傾向にある不登校児童生徒の学びの場の選択肢を増やすため、令和9年4月、北九州市立教育センター（以下「教育センター」という。）内に学びの多様化学校を開校する予定としている。

なお、同校は、他の市立中学校と同様、専任の校長を置く独立した中学校として新設する。

(2) 視聴覚センターの中央図書館内への移転

北九州市立視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）は、教育センター内に所在し、視聴覚資料等の収集及び保管、市民への貸出等の業務を行っている。

今回、視聴覚センターの効率的な運用を図るため、視聴覚センターを教育センター内から北九州市立中央図書館内に移転することとしている。

2 改正理由

(1) 学びの多様化学校の新設

学びの多様化学校である北九州市立あいおい中学校を新設するため、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年3月30日条例第8号）の一部を改正し、関係規定を改めるもの。

(2) 視聴覚センターの中央図書館内への移転

視聴覚センターを移転するため、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年3月30日条例第8号）の一部を改正し、関係規定を改めるもの。

3 改正案の内容

(1) 学びの多様化学校の新設

北九州市立あいおい中学校を新設するため、施設の種類、名称、位置を次のように定める。
（別表第1関係）

| 施設の種類 | 名称 | 位置 |
|-------|--------------|------------------|
| 中学校 | 北九州市立あいおい中学校 | 北九州市八幡西区相生町20番1号 |

(2) 視聴覚センターの中央図書館内への移転

視聴覚センターを移転するため、位置を次のように変更する。（別表第2関係）

「北九州市八幡西区相生町20番1号」を「北九州市小倉北区城内4番1号」に改める。

4 施行期日

(1) 学びの多様化学校の新設

令和9年4月1日

(2) 視聴覚センターの中央図書館内への移転

規則で定める日（移転完了の後、令和9年3月供用開始予定であるが、具体的な供用開始日が現段階では特定できないため）